

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社および当社グループは、「古河電工グループ理念」に基づき、透明性・公平性を確保のうえ意思決定の迅速化など経営の効率化を進め、事業環境や市場の変化に機動的に対応して業績の向上に努めるとともに、内部統制体制の構築・強化およびその実効的な運用を通じて経営の健全性を維持し、もって永続的な業務の拡大・発展、企業価値の増大を図ることを基本とし、次の考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。

- (i) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (ii) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- (iii) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (iv) 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、独立社外取締役の役割を重視しつつ、客観的な立場からの業務執行監督機能の実効化を図る。
- (v) 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

#### [古河電工グループ理念]

##### ■基本理念

世紀を超えて培ってきた素材力を核として、絶え間ない技術革新により、真に豊かで持続可能な社会の実現に貢献します。

##### ■経営理念

私たち古河電工グループは、人と地球の未来を見据えながら、

- ・公正と誠実を基本に、常に社会の期待と信頼に応え続けます。
- ・お客様の満足のためにグループの知恵を結集し、お客様とともに成長します。
- ・世界をリードする技術革新と、あらゆる企業活動における変革に絶えず挑戦します。
- ・多様な人材を活かし、創造的で活力あふれる企業グループを目指します。

##### ■行動指針

1. 常に高い倫理観を持ち、公正、誠実に行動します。
2. あらゆる業務において革新、改革、改善に挑戦し続けます。
3. 現場・現物・現実を直視し、ものごとの本質を捉えます。
4. 主体的に考え、互いに協力して迅速に行動し、粘り強くやり遂げます。
5. 組織を超えて対話を重ね、高い目標に向けて相互研鑽に努めます。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### (1) コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示

##### ■第1章 株主の権利・平等性の確保

#### 【原則1-4】…政策保有株式

当社では、政策保有株式に関して、次の事項を定めています。

##### (政策保有に関する方針)

いわゆる政策保有株式については、取引関係、事業における協力関係およびリターンとリスクを踏まえた経済合理性などを考慮し、保有が中長期的な観点から当社グループの経営に資するものであるかを判断し、その結果は、毎年取締役会で検証されるものとする。

※当社では、「政策保有株式」を有価証券報告書における「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」の対象となる株式とする。

##### (政策保有株式に係る議決権行使基準)

保有すると判断した株式に関する議決権の行使については、議案の内容を検討し、その発行会社の株主価値の向上に資するものか否かを判断したうえで、すべての議案に対して議決権を行使する。発行会社の株主価値を毀損するような議案については、反対票を投じることを検討する。

#### 【原則1-7】…関連当事者間の取引

当社は、取締役の利益相反取引・競業取引を取締役会の付議・報告事項としており、取引毎に取締役会による事前承認・結果の報告を実施しています。

##### ■第3章 適切な情報開示と透明性の確保

#### 【原則3-1】…情報開示の充実

##### (i) 経営理念、経営計画等

当社は本報告「11. 基本的な考え方」に記載のとおり「古河電工グループ理念」を定めています。また、中期経営計画についても定めており、当社ホームページ (<http://www.furukawa.co.jp/zaimu/feature/index.htm>) において公表しています。

##### (ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は本報告「11. 基本的な考え方」に記載のとおりです。また、コーポレートガバナンスに関する基本方針は以下「(2) 各原則の遵守に向けて検討中の事項」に記載のとおりです。

##### (iii) 取締役等の報酬決定に関する方針と手続

当社は、指名・報酬委員会を設置し、取締役会の委任に基づき取締役・執行役員の報酬等に関する方針・制度等について審議・決定していま

す。その内容は本報告「II1【取締役関係】任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性」および「補足説明」ならびに同「II1【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

## ■第4章 取締役会等の責務

### 【補充原則4-1-1】…取締役会等が意思決定すべき事項の範囲

取締役会、経営会議、稟議等で意思決定すべき事項については重要性の度合いに応じて詳細かつ具体的な付議・報告基準を定め、取締役会、経営会議の決議または稟議による社長決裁により決定しています。また、業務執行責任者および社内部門長の職務権限、職務分掌等についても、社内規程により明確化しており、組織変更等に応じて、常に見直しがなされる仕組みを構築しています。

### 【原則4-9】…独立社外取締役の独立性判断基準および資質

当社は、平成27年5月11日開催の取締役会において「社外役員の独立性基準」を定めました。その内容は、本報告「II1【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に記載のとおりです。

### 【補充原則4-11-2】…適切な業務遂行に向けた取締役等の状況確保

取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況については、当社第193期事業報告および第193回定時株主総会参考書類に記載のとおりです。

## ■第5章 株主との対話

### 【原則5-1】…株主との建設的な対話に関する方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、以下の方針のもと株主を含む投資家との間で建設的な対話を促進するための体制整備・取組みを行っています。

（統括責任者）

財務・調達本部長を統括責任者として、投資家との間で建設的な対話を実現するための体制整備・取組みを行います。

（対話手段の充実）

対話の手段として、以下の取組みを実施し、対話の充実に努めます。

・投資家説明会の実施

・開かれた株主総会の運営

・株主を対象とする会社施設見学会の実施

・当社ホームページにおける国内外投資家へ向けた会社関連情報開示の充実

・当社ホームページにおける投資家による意見投稿の機会の確保

（個別対話の実施）

上記のほか、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に有益と判断される場合には、情報開示の公平性に留意しつつ、個別に対話を実施することがあります。

（取締役会へのフィードバックの方法）

財務・調達本部長は、対話によって得られた投資家の意見等をとりまとめ、定期的に取り締役に報告します。

（対話を補助する社内部門との連携）

財務・調達本部、戦略本部、総務・CSR本部、その他関係部門を中心に、インサイダー情報が漏洩しないよう留意しつつ、対話の内容等について検討を行います。

### （2）各原則の遵守に向けて検討中の事項

当社は、各原則の遵守に向けて、本報告書提出時点では具体的な実施内容が確定していない以下の原則についても今後取締役会等を中心に検討を行い、本年12月24日（本年6月に開催した定時株主総会の日の6ヵ月後）までに、検討の結果を反映した報告書を提出いたします。

## ■第1章 株主の権利・平等性の確保

### 【補充原則1-1-1】…株主総会議決権行使結果の分析

本年6月の株主総会の議決権行使結果について原因分析を行い、必要に応じて経営陣と機関投資家との対話の機会を設けます。

## ■第3章 適切な情報開示と透明性の確保

### 【原則3-1】…情報開示の充実

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は本報告「11. 基本的な考え方」に記載のとおりです。また、コーポレートガバナンスに関する基本方針は、コーポレートガバナンス・コードのすべての原則について具体的な対応を検討したうえで整理し、決定します。

(iv) 取締役候補等の指名に関する方針と手続

当社は、これまでもキャリア（職種・職位等）や能力などの人事評価やサクセッションプランをもとに、社外コンサルタントの評価等を加味して最適な役員人事を決定してきていますが、コーポレートガバナンス・コードで求められる客観性・透明性をより高めるために、本年5月に設置した指名・報酬委員会（委員の過半数は社外取締役）において役員人事の方針を改めて審議のうえ、取締役会において決定していきます。なお、役員人事の手続きについては、取締役会の諮問に基づき、指名・報酬委員会が審議・答申することとしています。

(v) 取締役候補等の指名についての説明

平成28年度に行う取締役候補等の指名から、その指名理由を開示します。

### 【補充原則3-2-1】…外部会計監査人の評価・確認

(i) 監査役会で審議のうえ、外部会計監査人の評価基準を策定します。

### 【補充原則3-2-2】…外部会計監査人との連携等

(i) 取締役会は、高品質な監査を可能とする十分な監査時間が確保できているか考慮し、監査役会の意見を踏まえて監査契約の検討を行います。また、監査役会は、会計監査人の報酬の同意に際してもこれを考慮します。

(iii) 社外取締役と監査役（常勤監査役を含む）との会議を開催し、その中で一部会計監査人との対話の時間を設けることを検討しています。

■第4章 取締役会等の責務

【補充原則4－1－3】…最高経営責任者等の後継者の計画  
「古河電工グループ理念」や具体的な経営戦略を踏まえて現行のサクセッションプランを見直し、指名・報酬委員会で審議のうえ取締役会で決定します。

【補充原則4－2－1】…経営陣の報酬  
経営陣の報酬については、報酬水準や報酬形態およびその割合等につき定期的に見直し、報酬委員会において審議してきましたが、今後も同様の取組みを継続することに加え、持続的な成長へのインセンティブ付与を目的として、中長期的な業績と連動する報酬形態の導入などを、本年5月に設置した指名・報酬委員会で審議していきます。

【補充原則4－4－1】…監査役および監査役会の役割・責務  
社外取締役と監査役(常勤監査役を含む)との連携を図るため、両者による会議を開催することを検討しています。

【補充原則4－8－1】、【補充原則4－8－2】…独立社外取締役の有効な活用  
独立役員を中心とした会議を開催し、現在検討している取締役会の実効性評価の結果も踏まえて、審議することを検討しています。また、当該会議内容の取締役会への報告をはじめ、独立役員と取締役会・監査役会との連携を担う独立社外取締役を決定することも検討しています。

【補充原則4－11－1】…取締役会の構成  
当社は、これまでも取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス等を考慮しながら取締役選任議案を決定してきていますが、選任における客観性・透明性をより高めるため、指名・報酬委員会において「取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方」および「取締役の選任に関する方針」を改めて審議のうえ、取締役会において確定していきます。なお、取締役選任の手続きについては、取締役会の諮問に基づき、指名・報酬委員会にて審議・答申することとしています。

【補充原則4－11－3】…取締役会全体の実効性評価  
取締役会の運営状況等に関する自己評価およびその概要の開示に関する手続等を決定し、今年度中にこれらを実施することを検討しています。

【補充原則4－14－1】…取締役・監査役のトレーニング  
社内取締役・監査役には、新任役員研修・役員合宿等を実施し、社外取締役・監査役には就任時のオリエンテーションにおいて会社基礎資料の配布、説明等を実施していますが、これらの内容の充実に向けて指名・報酬委員会で審議のうえ取締役会で決定します。

【補充原則4－14－2】…取締役・監査役のトレーニング方針の開示  
取締役・監査役のトレーニング方針については、指名・報酬委員会で審議のうえ取締役会において決定することを検討しています。

■第5章 株主との対話

【原則5－2】…経営計画の策定・公表  
平成28年度を開始年度とする次期中期経営計画のなかで、収益計画・資本政策の基本的な方針、収益力・資本効率等に関する目標の提示およびその実現のための施策について説明します。

2. 資本構成

|           |            |
|-----------|------------|
| 外国人株式保有比率 | 10%以上20%未満 |
|-----------|------------|

【大株主の状況】更新

| 氏名又は名称                                             | 所有株式数(株)   | 割合(%) |
|----------------------------------------------------|------------|-------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)                         | 33,511,000 | 4.74  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                            | 31,148,000 | 4.41  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)                          | 25,028,000 | 3.54  |
| みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社  | 24,135,000 | 3.42  |
| 朝日生命保険相互会社                                         | 13,650,500 | 1.93  |
| 古河機械金属株式会社                                         | 13,290,455 | 1.88  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)                         | 11,997,000 | 1.70  |
| 富士電機株式会社                                           | 11,000,000 | 1.56  |
| みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 古河機械金属口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社 | 10,919,000 | 1.55  |
| みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 朝日生命保険口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社 | 10,500,000 | 1.49  |

|                 |    |
|-----------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | ―― |
| 親会社の有無          | なし |

補足説明更新

当社の株式について以下のとおり変更報告書が提出されていますが、上記【大株主の状況】は、平成27年3月31日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

・平成26年5月22日関東財務局長あて提出の変更報告書の写しが送付され、平成26年5月15日現在で以下のとおり株式を所有している旨の記載があります。

〔提出者(大量保有者)の氏名または名称／保有株式数／保有割合〕

株式会社みずほ銀行／24,136,734株／3.42％

みずほ証券株式会社／811,000株／0.11％

みずほ信託銀行株式会社／14,091,000株／1.99％

・平成26年10月21日関東財務局長あて提出の変更報告書の写しが送付され、平成26年10月15日現在で以下のとおり株式を所有している旨の記載があります。

〔提出者(大量保有者)の氏名または名称／保有株式数／保有割合〕

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社／28,382,000株／4.02％

JPモルガン証券株式会社／-87,000株／-0.01％

ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー／1,748,068株／0.25％

ジェー・ピー・モルガン・クリアリング・コーポレーション／786,900株／0.11％

・平成27年2月19日関東財務局長あて提出の変更報告書の写しが送付され、平成27年2月13日現在で以下のとおり株式を所有している旨の記載があります。

〔提出者(大量保有者)の氏名または名称／保有株式数／保有割合〕

三井住友信託銀行株式会社／39,594,000株／5.60％

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社／982,000株／0.14％

日興アセットマネジメント株式会社／5,583,000株／0.79％

3. 企業属性

|                     |               |
|---------------------|---------------|
| 上場取引所及び市場区分         | 東京 第一部        |
| 決算期                 | 3 月           |
| 業種                  | 非鉄金属          |
| 直前事業年度末における(連結)従業員数 | 1000人以上       |
| 直前事業年度における(連結)売上高   | 1000億円以上1兆円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数   | 100社以上300社未満  |

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社子会社である古河電池株式会社、東京特殊電線株式会社およびFCM株式会社は東京証券取引所に上場しております。当社では、これら上場子会社の経営の独立性を尊重する一方、コンプライアンスやリスク管理を含む経営全般の状況を把握し、適切な経営指導を実施しております。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |         |
|------|---------|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |
|------|---------|

#### 【取締役関係】

|                                          |                    |
|------------------------------------------|--------------------|
| 定款上の取締役の員数                               | 20 名               |
| 定款上の取締役の任期                               | 1 年                |
| 取締役会の議長                                  | 会長（社長を兼任している場合を除く） |
| 取締役の人数                                   | 12 名               |
| 社外取締役の選任状況                               | 選任している             |
| 社外取締役の人数 <small>更新</small>               | 4 名                |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <small>更新</small> | 2 名                |

#### 会社との関係(1) 更新

| 氏名   | 属性       | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|      |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 藤田純孝 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   | △ |   |   |   |
| 相馬信義 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   | ○ |   |   |   | ○ |   |   |
| 塚本修  | その他      |           |   |   |   |   |   |   | ○ |   |   |   |
| 寺谷達夫 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   | △ | ○ |   |   |   |   |   |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

#### 会社との関係(2) 更新

| 氏名   | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明                                                                                                                             | 選任の理由                                                                                                                                                                                                                 |
|------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 藤田純孝 | ○    | 藤田純孝氏は、平成20年まで伊藤忠商事(株)の取締役副会長を務めていました。同社と当社との間には、同社を代理店として当社製品等を海外顧客に販売する取引があります。なお、同取引における同社向け売上高は、約10億円であり、直近事業年度における当社売上高全体の0.2%未満です。 | 藤田純孝氏は、商社の経営者としての豊富な知識・経験を有しており、グローバル経営の視点で当社グループの事業運営およびリスク管理への有益な提言などを期待でき、また取締役会の監督機能を確保するうえで適任であると考え選任しています。<br>同氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準、および「II1【独立役員関係】」その他独立役員に関する事項に記載の当社が定める独立性基準を満たしていることから、独立性があると判断しています。 |
|      |      | 相馬信義氏は、現在古河機械金属(株)の取締役会長を務めています。同社グル                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                       |



|      |   |                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                          |
|------|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 相馬信義 |   | ープと当社との間には、同社保有の賃貸物件を当社が賃借する取引および非鉄金属製品売上の取引関係があります。また、現在同社の社外取締役として当社取締役会長の吉田政雄氏が就任しています。このほか、同社は当社発行済株式の3.42%（同社が退職給付信託として信託設定した株式を含む）を保有し、当社は同社発行済株式の2.17%を保有しています。                                    | 相馬信義氏は、非鉄金属メーカーの経営者としての豊富な知識・経験を有しており、グローバル経営の視点で当社グループの経営に対する有益な提言などを期待できることから、社外取締役として適任であると考え選任しています。                                                                                                 |
| 塚本修  | ○ | 塚本修氏は、当社との間で平成22年10月より顧問契約を締結し、当社は同氏から当社グループの事業分野に関する専門的な助言を受けていました。また、同氏が平成25年6月に社外取締役に就任後も、引き続き当社は社外取締役としての報酬のほかに同氏の専門領域に関する助言に対価を支払っています。                                                              | 塚本修氏は、経済産業省における産業政策分野での豊富な知識・経験を有しており、当社グループの経営に関する有益な提言などを期待でき、また取締役会の監督機能を確保するうえで適任であると考え選任しています。<br>同氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準、および「II1【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に記載の当社が定める独立性基準を満たしていることから、独立性があると判断しています。 |
| 寺谷達夫 |   | 寺谷達夫氏は、平成24年までトヨタ自動車(株)に勤務していました。同社と当社との間には、自動車部品売上の取引関係があります。また、当社子会社である古河AS(株)は平成25年12月より同氏から自動車部品事業に関する専門的な助言を受けています。当社および古河AS(株)は、同氏が当社社外取締役に就任後も引き続き専門領域に関する助言を受け、社外取締役としての報酬のほかに当該助言に対する対価を支払っています。 | 寺谷達夫氏は、長年自動車の設計開発に携わっていたことから自動車部品事業につき高い知見を有しており、当社グループの経営に関する有益な提言などを期待できることから、社外取締役として適任であると考え選任しています。                                                                                                 |

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | あり |
|----------------------------|----|

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

|                  | 委員会の名称   | 全委員(名) | 常勤委員(名) | 社内取締役(名) | 社外取締役(名) | 社外有識者(名) | その他(名) | 委員長(議長) |
|------------------|----------|--------|---------|----------|----------|----------|--------|---------|
| 指名委員会に相当する任意の委員会 | 指名・報酬委員会 | 5      | 0       | 2        | 3        | 0        | 0      | 社内取締役   |
| 報酬委員会に相当する任意の委員会 | 指名・報酬委員会 | 5      | 0       | 2        | 3        | 0        | 0      | 社内取締役   |

補足説明

平成27年5月より、従来から設置・運用してきた「報酬委員会」に代わり、新たに「指名・報酬委員会」を設置しました。同委員会では、取締役等の人事や報酬等を審議することにより、これらの事項に関する客観性および透明性を確保して、コーポレートガバナンスの強化を図ることを目的としております。また、同委員会は、取締役会決議により取締役中より選任された5名以上の委員（ただし、過半数は社外取締役）で構成されます。本報告書提出日現在における同委員会の委員は、藤田純孝社外取締役、相馬信義社外取締役、塚本修社外取締役、吉田政雄代表取締役会長（委員長）、柴田光義代表取締役社長の5名です。

同委員会における審議・決定事項は以下のとおりです。

(1) 取締役等の人事に関し、取締役会の諮問に基づき審議・答申する事項

- ・株主総会に提出する取締役、監査役の選任・解任に関する議案の内容
- ・代表取締役、取締役会長、取締役社長の選定・解職
- ・執行役員の選任・解任
- ・役付執行役員（執行役員副社長、執行役員専務、執行役員常務）の選定・解職

(2) 取締役等の報酬に関し、取締役会の委任に基づき審議・決定する事項

- ・取締役、執行役員の報酬等に関する方針・制度
- ・取締役、執行役員の個人別の報酬等の内容
- ・株主総会に提出する取締役、監査役の報酬等に関する議案の内容
- ・関係会社代表者の報酬等に関するガイドライン

【監査役関係】

|            |        |
|------------|--------|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 6 名    |

|        |     |
|--------|-----|
| 監査役の人数 | 6 名 |
|--------|-----|

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

- 1) 監査役と会計監査人の連携状況  
 監査役は会計監査人から監査方針・計画についての聴取を行い、期中報告および期末報告について詳細な説明を受けることにより、会計監査人の監査の適法性や監査結果の相当性について判断しております。また、随時、意見交換をすることにより法令変更等への対応を行うほか、会計監査人が把握した課題については往査・ヒアリング等により改善状況についての調査を行っております。
- 2) 監査役と内部監査部門の連携状況  
 当社は、往査において常勤監査役と内部監査部門である監査部との協同監査を行っており、社外監査役は、常勤監査役から往査の概要などの報告を受けております。また、監査役は、内部監査部門である監査部から内部監査の状況を聴取するほか、日常的に意見交換を行うことにより会社の状況を的確に把握し、当社グループの経営の健全性の維持を図っております。

|                                                                           |        |
|---------------------------------------------------------------------------|--------|
| 社外監査役の選任状況                                                                | 選任している |
| 社外監査役の人数                                                                  | 3 名    |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span> | 3 名    |

会社との関係(1) 更新

| 氏名    | 属性       | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|-------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|       |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 藤田 譲  | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   | △ |   |   |   | △ | ○ |   |
| 工藤 正  | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   | △ |   |   |   |   |   |   |
| 頃安 健司 | 弁護士      |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

- ※ 会社との関係についての選択項目  
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」  
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者  
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与  
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役  
 d 上場会社の親会社の監査役  
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者  
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者  
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者  
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家  
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)  
 j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)  
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)  
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)  
 m その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名   | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明                                                                                                                                                                                                                                                           | 選任の理由                                                                                                                                                                                                 |
|------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 藤田 譲 | ○    | 藤田譲氏は、平成21年まで朝日生命保険相互会社の取締役会長を務めていました。同社と当社との間には、当社を借入先とする融資等の取引があります。当社は同氏が会長を務める公益社団法人ユニテッド・ワールド・カレッジ日本協会に法人会員として加入し、同会に年会費を支払っていますが、その額は僅少です。また、現在同社社外監査役に当社出身者である古河潤之助氏が就任しています。このほか、同社は当社発行済株式の3.41%(同社が退職給付信託として信託設定した株式を含む)を保有し、当社は同社の基金総額の2.4%に相当する金額を拠出しています。 | 藤田譲氏は、金融機関の経営者としての豊富な知識・経験を有しており、当社グループの経営の適法性や効率性に関する適切な意見などを期待できることから、社外監査役として適任であると考え選任しています。<br>同氏は、東京証券取引所が定める社外役員の独立性基準、および「II1【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に記載の当社が定める独立性基準を満たしていることから、独立性があると判断しています。 |
|      |      | 工藤正氏は、過去に旧(株)第一勧業銀行取締役副頭取、旧(株)みずほホールデ                                                                                                                                                                                                                                  | 工藤正氏は、金融機関の経営者としての豊                                                                                                                                                                                   |





## 該当項目に関する補足説明

事業報告および有価証券報告書において、取締役、監査役、社外取締役、社外監査役それぞれにかかる報酬総額のほか報酬等の種類別の総額を開示しております。なお、連結報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

## 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

## 1) 報酬の算定方法の決定方針

当社では、役員報酬等の決定に関する方針を、以下のとおり定めております。

## 〔役員報酬等の決定に関する方針〕

「役員報酬は、当社グループが企業価値を増大させ、事業活動を通じて社会に貢献しながら持続的に発展していくために、個々の役員がその持つ能力を遺憾なく発揮し、意欲的に職責を果たしていくことを可能ならしめる内容のものとする。」としております。

・業務執行取締役：月例報酬と業績連動報酬で構成されます。月例報酬は、役位ごとの基準額をベースに会社への貢献度等に応じて決定した額を、毎月金銭で支給します。業績連動報酬は、各事業年度の業績に応じて、年一回、原則として金銭で支給します。また、会社の状況等に応じて、株主総会の決議を経て、役員賞与金を支給することがあります。

・社外取締役等業務を執行しない取締役および監査役：役位等に応じた一定額の月例報酬のみを、毎月金銭で支給します。

なお、業績連動報酬につき、当該事業年度の連結当期純利益と連動して算定し、これにより確定した支給額（但し、総額75百万円を上限とする）を当該事業年度にかかる定時株主総会終了後1ヶ月以内に支給することを決定しております。

## 2) 平成26年度に係る取締役および監査役の報酬

・取締役（社外取締役を除く）11名に対する報酬等の総額：414百万円（うち月例報酬：408百万円、業績連動報酬：6百万円）

・監査役（社外監査役を除く）3名に対する報酬等の総額：85百万円

・社外取締役3名に対する報酬等の総額：18百万円

・社外監査役3名に対する報酬等の総額：23百万円

（注1）株主総会決議による取締役報酬限度額は年額6億円（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まず）、監査役報酬限度額は年額130百万円です。

（注2）上記の支給人員および支給額には、平成26年度に退任した取締役2名を含んでいます。

（注3）業務執行取締役の報酬の一部を業績連動報酬としており、平成26年度の業績連動報酬は、所定の計算式に基づき算出した結果、上記のとおり6百万円となりました。

（注4）上記のほか、平成26年度に退任した取締役のうち1名に対し、退職慰労金として5百万円支給しています。なお、当社は平成18年6月29日開催の第184回定時株主総会決議に基づき役員退職慰労金制度を既に廃止しており、この5百万円は同株主総会決議に基づく打ち切り支給額です。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

取締役会の開催に際しては、社外取締役および社外監査役が極力出席できるよう日程調整を行っております。また、社外取締役および社外監査役が、議題に関する理解を深め、事前に検討したうえで取締役会に臨めるよう、会日の数日前に資料を配布（電磁的方法で閲覧に供する方法も含む。）し、必要に応じて資料の内容などにつき事前に説明を受けられるようにしております。また、監査役会につきましても、社外監査役が極力出席できるよう日程調整を行うとともに、社外監査役が出席していない重要な会議の概要についても報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社の取締役会は12名で構成されており内4名が社外取締役（独立役員2名を含む）となっております。また、監査役会は6名で構成されており内3名が社外監査役（3名全員が独立役員）となっております。当社の社外役員は、金融機関・商社・事業会社の豊富な経営経験あるいは当社グループの事業分野のほか法律・産業政策等の分野における専門性の高い知識・経験を有しており、それらの経験に基づく多様な観点からの意見・指摘をいただいております。当社においては、毎月の定例取締役会に加えて、必要に応じて臨時取締役会を随時開催し意思決定が迅速に行えるようにしております。社外役員は取締役会において積極的に発言しており、取締役会はこれを尊重して意思決定を行っています。

当社の業務執行は、取締役会の監督の下、その最高責任者である社長がこれを指揮しております。当社の事業運営体制は、14の事業部門から構成されており、各事業部門長および情報通信系事業の3事業部門を統括する情報通信ソリューション統括部門長が、各領域の事業を指揮監督しております。また、社長の事業運営監督を補佐し、自動車・エレクトロニクス材料系事業領域および機能部品系事業領域における統合的事業戦略立案などを担う者として、事業部門管掌役員を設置しております。このほか、グループ全体の営業・マーケティング活動を展開する部門を管轄するセールス・マーケティング部門長およびグローバル事業推進部門長、グループ戦略機能や事業支援機能を担う本部部門を管轄する本部長などを設置しております。これらの者は、業務執行責任者として取締役会において選任されており、業務執行の状況は3ヶ月に1度取締役会に報告されています。また、重要な業務執行につきましては、詳細かつ具体的に定められた付議・報告基準に基づき、重要性の度合いに応じて取締役会、経営会議の決議または稟議による社長決裁により決定しております。経営会議においては、原則として毎月3回の開催により業務執行上の重要事項の審議・決定をしているほか、四半期毎に各業務執行責任者から業務執行状況報告がなされ、業務執行責任者間の意思疎通を図り、統制のとれた業務執行がなされるようにしております。さらに重要な事項については、経営会議での検討を経たうえで、取締役会において社外役員も交えて審議を行ったうえで決定しております。

また取締役会による業務執行監督と業務執行における内部統制体制整備にかかる取組とを機能的に連携させるべく、取締役会の下に社長を委員長とするCSR・リスクマネジメント委員会を設置し、当社グループの事業戦略遂行上のリスク管理のほかコンプライアンスおよび内部統制体制の構築・強化に努めております。なお、内部統制の状況は、定期的に取り締り委員会へ報告され、議論されております。監査部は、当社グループの内部監査を担っており、監査部が監査役と密に連携することにより、グループ全体の内部統制体制全般が適切かつ客観的に監査される体制を構築しております。

監査につきましては、監査役会において決定した監査方針・監査計画に基づきこれを実施するとともに、監査結果については、定期的に取り締り委員会および社長に報告されています。定例監査役会は原則として2ヶ月に1回開催され、必要に応じて臨時監査役会を随時開催することとしていま

す。監査役は、当社および子会社の取締役・使用人に対し業務執行に関する事項について適宜報告を求めており、また、業務執行側も、監査役に対し、子会社も含めた内部統制の構築・運用状況、コンプライアンスの状況、リスク管理の状況等について適宜報告しております。さらに、常勤の監査役は、経営会議、CSR・リスクマネジメント委員会その他の重要な会議に出席するほか、稟議書をはじめとする重要な決裁書類の閲覧、社内各部門およびグループ各社の往査を行い、その内容および結果を監査役会に報告しております。また、内部監査部門である監査部が、経営諸活動の全般にわたる管理・運営制度および業務の遂行状況を適法性と効率性の観点から監視・検証し、その結果に基づいて社内およびグループ各社に対し情報の提供および改善・合理化への助言・勧告等を行っています。さらに監査機能の充実を図るため、監査役、会計監査人、監査部が相互に連携し情報や意見を交換しているほか、監査役からの要請に基づき、取締役からの独立性を保障された監査役補助使用人2名を置いております。

なお、当社の会計監査人は新日本有限責任監査法人であり、当社平成27年3月期の会計監査における同監査法人の業務執行社員は、秋山賢一氏(継続監査年数5年)、石黒一裕氏(継続監査年数2年)および吉田哲也氏(継続監査年数6年)の3名です。

また、当社は、社外取締役および社外監査役全員との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が定める額です。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会等の議論・決議に社外の視点からの助言や意見を取り入れることで、意思決定の透明性を確保するとともに経営全般に対する監督機能を強化するため、社外取締役を選任しております。また、監査役および監査役会が取締役会からの制度的な独立性を維持しつつ会計監査人および内部監査部門と連携を図ることにより、取締役の職務執行に対する監査の実効性が確保されるものと考え、現行のコーポレート・ガバナンス体制(監査役設置会社)を選択しております。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

|                                                  | 補足説明                                                                                                                 |
|--------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送                                    | 平成27年6月24日開催の定時株主総会にかかる招集通知を、同年6月2日に発送しております。また、招集通知発送前の5月27日に、招集通知に記載する情報を東京証券取引所ウェブサイトおよび当社ホームページにおいて電子的に公表しております。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定                                  | 平成27年の定時株主総会を、同年6月24日に開催しております。                                                                                      |
| 電磁的方法による議決権の行使                                   | インターネットによる議決権行使制度を導入しております。                                                                                          |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加<br>その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | 株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用による議決権行使制度を導入しております。                                                            |
| 招集通知(要約)の英文での提供                                  | 東京証券取引所ウェブサイトおよび当社ホームページにおいて、招集通知等(日本語版、英語版)の掲載を行っております。                                                             |

#### 2. IRIに関する活動状況

|                         | 補足説明                                                                                                    | 代表者自身による説明の有無 |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 期末および第2四半期累計決算の開示に際し、アナリスト・機関投資家等に対する説明会を開催しております。                                                      | あり            |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催       | 海外の機関投資家を訪問し、当社の経営状況全般について説明を行っております。                                                                   | あり            |
| IR資料のホームページ掲載           | 決算短信、サステナビリティレポートおよびFinancial statements、株主通信等の決算に関する資料のほか、中期経営計画や株主総会招集通知等の各種資料を、随時当社ホームページ上に掲載しております。 |               |
| IRに関する部署(担当者)の設置        | 財務・調達本部長をIR担当役員とし、同本部IR・広報部をIR担当部署としております。                                                              |               |

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

|                              | 補足説明                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 古河電工グループCSR基本方針において、全てのステークホルダーとの健全で良好な関係を維持・発展させることを定め、各種規程において具体化しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施             | 古河電工グループCSR基本方針の下、環境基本方針、社会貢献基本方針を定め、健全な企業活動を基礎として、社会・地球環境との調和のとれた事業活動、環境保全活動、社会貢献活動に取り組んでいます。この活動の内容は、毎年サステナビリティレポートとしてまとめており、当社のホームページ上に掲載しております。                                                                                                                                                                                                                                            |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定    | 会社情報の適時開示に関する社内規程を制定し、適時・適切な情報開示を行うための体制を整備しております。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| その他                          | <p>当社グループは、「多様な人材を活かし、創造的で活力あふれる企業グループの実現」を経営理念に掲げており、ダイバーシティ(多様性)の推進に注力しています。平成25年4月には、当社初の外国人執行役員として海外の子会社社長2名を登用したほか、平成27年4月1日には、当社初の女性執行役員も誕生しました。</p> <p>女性の活躍推進については、平成17年度より次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、女性の就労環境整備とワーク・ライフ・バランス推進とに継続的に取り組んでおり、平成19年・22年には基準適合一般事業主としての認定を受けています。平成26年4月には「ダイバーシティ推進室」を設置して推進体制を強化し、平成30年度(2018年度)までに、平成26年3月末比で、女性の部課長・専門職の数と、採用者数に占める女性の割合をそれぞれ倍</p> |

増させることを目標に掲げ、活動を進めています。

今後も多様な人材の様々な視点から創出されるアイデアを統合していくことで、新たな企業価値を創造していきます。



## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社では、職務執行の効率性の維持・向上、法令遵守（コンプライアンス）、リスク管理、情報管理およびグループ会社管理を内部統制の目的と考え、次のとおり内部統制システムを整備・構築し運用しております。

#### 1) 職務執行の効率性

中期経営計画および単年度予算において達成すべき経営目標を具体的に定め、各業務執行責任者は、その達成に向けて職務を遂行し、達成状況を定期的に取り締役に報告しております。これらの達成状況は、報酬等において適正に反映されるものとしております。また、取締役会、経営会議、稟議等で意思決定すべき事項については詳細かつ具体的な付議・報告基準を定めるとともに、業務執行責任者および社内部門長の職務権限、職務分掌等についても、社内規程により明確化しており、組織変更等に応じて、常に見直しが行なわれる仕組みを構築しております。

#### 2) コンプライアンス体制

「古河電工グループ理念」、「古河電工グループCSR行動規範」を倫理法令遵守の基本とし、「コンプライアンスに関する規程」に基づき、社長が最高責任者となり、取締役会直下の組織であり社長を委員長とするCSR・リスクマネジメント委員会および総務・CSR本部を中心として、社内教育や法令違反の点検などのコンプライアンス活動を推進しております。さらに、各事業部門においては、リスク管理推進者を設置し、コンプライアンスを含めたリスク管理活動の効果的推進を図っています。特に、カルテル行為等の再発防止については、同業他社との接触や価格決定プロセスに関する統制を強化するとともに、定期的に外部専門家の助言を受ける等、監視を強化いたしました。また、内部通報制度を設けコンプライアンス違反の早期発見と是正を図るほか、内部監査部門である監査部が各部門の職務執行状況をモニタリングすることにより、コンプライアンス体制を含む内部統制システムが有効に機能しているかを検証し、これらの結果が経営層に報告される体制を築いております。

#### 3) リスク管理体制

「リスク管理・内部統制基本規程」においてリスク管理体制と管理方法について定めるとともに、CSR・リスクマネジメント委員会において、当社グループの事業運営上のリスク全般を把握し、その評価と管理方法の妥当性について検証する体制を整えております。同委員会は、各関係会社・社内部門におけるコンプライアンス、大規模災害、情報セキュリティ等主要なリスクを中心に対応を推進するとともに、各種リスクのうち、防災・事業継続マネジメント、品質管理、安全環境等重要性が高いと認識されるものについては、特別委員会を設置して、重点的に管理する体制を敷いております。これらの体制に加え、取締役会、経営会議、稟議等により重要な意思決定を行う際には、当該事案から予測されるリスク等を資料等に明示し、これらを認識したうえで判断することとしております。

#### 4) 情報管理体制

取締役会、経営会議、稟議等の重要な意思決定に係る記録および書類は、法令および「文書保管規程」に基づき適切に管理・保存されております。また、上記以外の職務の執行にかかる各種情報についても、情報資産としての重要性と保護の必要性の観点から、統一的な基準を制定し情報管理体制を運用しております。

#### 5) グループ会社管理

「グループ経営管理規程」に基づき、グループ会社毎にこれを所管する責任者を定め、経営状況を把握するために必要な情報の定期報告を求め、経営指導を行うとともに、一定の事項については当社の承認を要するものとしています。また、中期経営計画および単年度予算はグループベースで作成し、子会社の達成すべき経営目標を具体的に定めています。子会社のリスク管理等については、総務・CSR本部が中心となり、リスク管理、内部統制、コンプライアンスに関する教育の実施や助言、指導を行う体制としております。また、子会社に対しコンプライアンス責任者の設置を義務づけるとともに、主要なグループ会社への非常勤役員の派遣のほか、当社監査役および監査部による監査等により、コンプライアンスやリスク管理等を含む経営全般のモニタリングを行っております。

#### 6) 財務報告の適正性確保

「リスク管理・内部統制基本規程」に基づき、「古河電工グループ『財務報告に係わる内部統制の整備、評価』に関する基本方針」（J-SOX基本方針）を定めるとともに、内部統制システムの構築・整備・運営・モニタリングの体制と責任を明確にしております。また、金融商品取引法に定められた内部統制報告書の作成・提出については、J-SOX会議を設置して、重要事項を審議し、当社グループの財務報告にかかる信頼性の維持・向上に努めています。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

#### 1) 基本的な考え方

「古河電工グループCSR行動規範」において、「反社会的勢力には毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断します」という基本的な考え方を示しています。

#### 2) 整備状況

上述のとおり、「古河電工グループCSR行動規範」に基本的な考え方を謳い、全役職員に徹底していることに加え、対応統括部署を総務・CSR本部人事総務部と定め、東京都公安委員会による講習を修了した不当要求防止責任者を設置しています。

また、当社は、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特暴連）に加盟し、特暴連会報や特暴連ニュースによって情報収集を行っているほか、不当要求防止責任者が特暴連全体研修会、ブロック別研修会、ブロック別定例会にも参加し、最新情報の収集を行うとともに特暴連や近隣企業との連携を深めています。



## 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

## 該当項目に関する補足説明

当社は、平成19年3月の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定しております。また、同年6月開催の株主総会決議により買収防衛策として「当社株式の大規模買付行為への対応策」を導入し、以降、一部内容を変更するとともに、これを更新してきております。現在の買収防衛策は、平成25年6月25日開催の定時株主総会決議により更新されたものです（以下、現在の買収防衛策を「本プラン」といいます）。

## 1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。

もともと当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆さま全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付の条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、株主共同の利益を毀損するものもありえます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

## 2) 当社株式の大規模買付行為への対応策

当社株式の大規模買付行為への対応策は、上述の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして導入しているものです。当社は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆さまが適切にご判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定しております。

## (1) 当社株式に対する大規模買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（当社の株券等の保有者およびその共同保有者、または当社の株券等の買付け等を行う者およびその特別関係者）の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

## (2) 本プランの適用開始と有効期間

本プランは平成25年6月25日開催の定時株主総会での承認により更新されており、その有効期限は平成28年6月開催予定の定時株主総会の終結時としております。

## (3) 大規模買付ルールの概要

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付ルールに従う旨の誓約のほか一定の事項を日本語で記載した「意向表明書」を提出いただきます。当社は、意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者から当社取締役会に対して、株主の判断および当社取締役会としての意見形成のために提供いただくべき必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを当該大規模買付者に交付します。本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性および大規模買付行為の内容によって異なりますが、株主の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。取締役会は、本必要情報が大規模買付者から提供された場合と判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともにその旨を公表することといたします。

大規模買付行為は、本必要情報の提供完了後60日（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日（その他の大規模買付行為の場合）の取締役会評価期間経過後のみに開始されるものとし、当社取締役会は、提供された本必要情報について評価期間中に評価・検討等を行い、当社取締役会としての意見を公表します。必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主へ代替案を提示することもあります。

## (4) 大規模買付行為が実施された場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見を表明したり代替案を提示することにより、株主を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。ただし、当該大規模買付行為が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、当社取締役会は、善管注意義務に基づき、例外的に、必要かつ相当な範囲内で、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じることがあります。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要性、相当性を検討したうえで新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置を講じる場合があります。

また、本プランを適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性および合理性を担保するため、第三者委員会を設置しております。第三者委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役および社外有識者の中から選任しております。当社取締役会は、大規模買付行為への対抗措置の発動に先立ち、第三者委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、第三者委員会は、大規模買付ルールが遵守されているか否か等を十分検討したうえで対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、第三者委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

本プランに基づき対抗措置が講じられることにより、大規模買付者において、結果的にその法的権利または経済的側面において不測の損害が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものです。買収防衛策の詳細については、当社ホームページ（<http://www.furukawa.co.jp/>）をご覧ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

## 1) その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社グループは、コンプライアンスを「単に法令の遵守にとどまらず、社会の構成員としての企業および企業人に求められる価値観や倫理観に即した行動をとること」と定義し、コンプライアンス活動を推進してきました。具体的には、総務・CSR本部を置くとともに、その管轄下の組織としてCSR推進部を設置し、コンプライアンス、リスク管理、社会貢献など、CSRの観点からの企業活動全般にわたるモニタリングの充実ならびに活動の推進を図るとともに、万一の問題発生時の事実調査、再発防止策の策定、对外公表などにおいて、必要な措置を適切かつ迅速に行える体制を整えてまいりました。また、メーカーとしての物づくりの原点である品質管理につきましても、社長を委員長とする古河電工グループ品質管理委員会を設置し品質管理活動を推進している他、同じく社長を委員長とする古河電工グループ安全衛生委員会が安全に関する活動を推進しております。

当社グループでは、過去の光ファイバ・ケーブルや自動車用部品等のカルテル行為について、関係当局の調査を受け制裁金の支払いを命じる決定等を受けております。これを受け、平成20年以降、社外有識者の意見も取り入れながら独占禁止法・競争法違反行為の根絶を図ってまいりました。今後も、同業他社との接触や価格決定に関する社内ルール of の徹底など再発防止のための活動を継続するとともに、独占禁止法・競争法遵守にとどまらず、他の法領域においても、各国・地域における近時の法規制の強化に対応した国内外グループ会社役員への教育の充実や、内部監査部門によるモニタリングの強化といった活動をグループを挙げて展開し、コンプライアンスの徹底と信頼の回復に努めてまいります。

## 2) 適時開示体制の概要

当社は、投資者に対し、当社および子会社の会社情報の適時適切な開示を行うための体制を整備することを目的とした「会社情報の適時開示に関する規程」を制定しており、これに従い、次のとおり会社情報を適時開示しております。

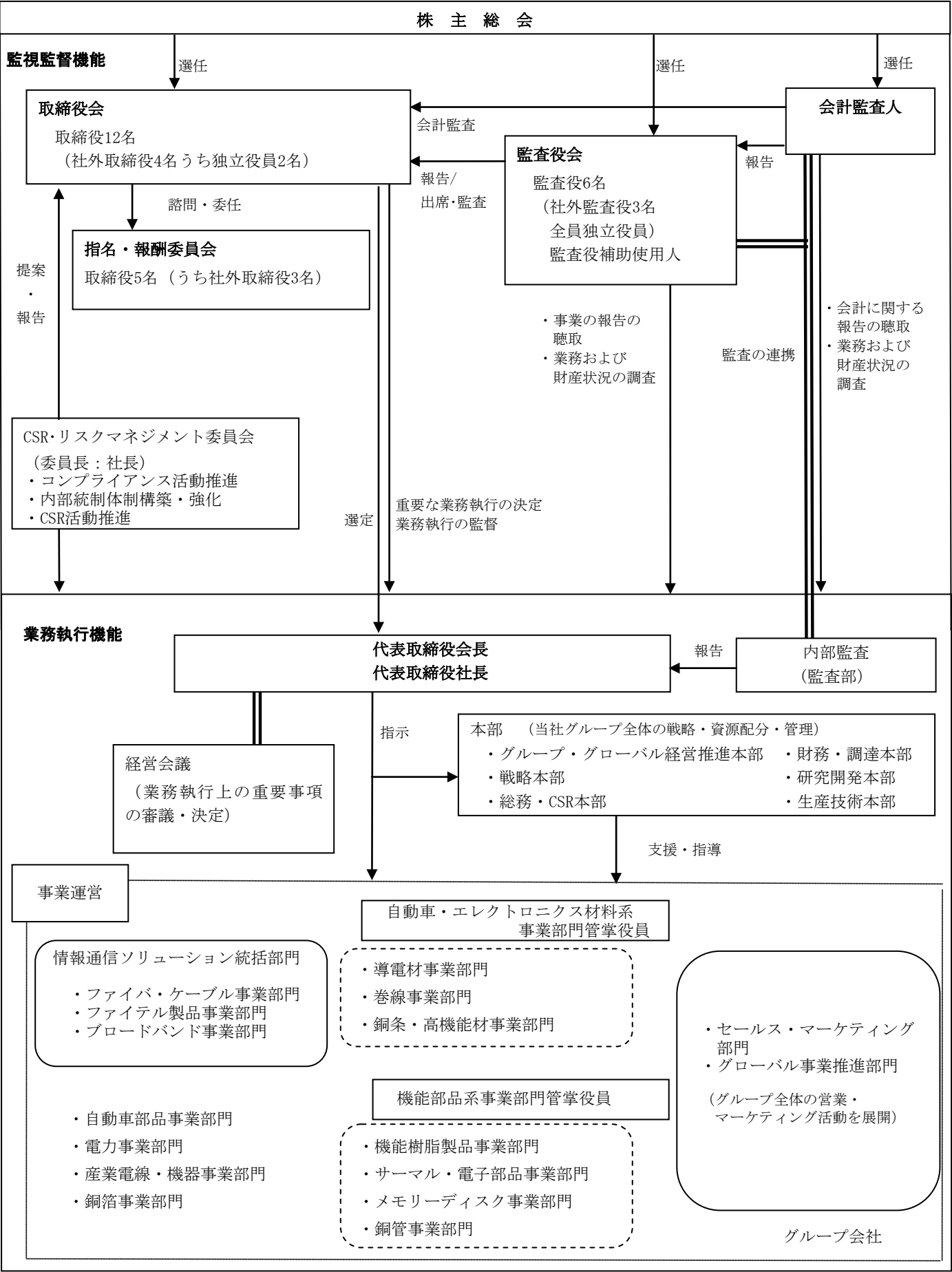
・開示責任者は財務・調達本部長とし、事務担当者は同本部IR・広報部長とします。

・金融商品取引所の定める適時開示に関する諸規則等に基づき、開示を要する事項に該当する可能性のある情報については、当該事項を所管する部門の長が、直ちにIR・広報部長にその内容を報告します。また、子会社の情報については、当該子会社の代表者が、直ちに当社の当該子会社を所管する部門の長にその内容を報告し、当該部門の長は、直ちにIR・広報部長にこれを報告します。

・上記の報告を受けたIR・広報部長は、必要に応じ総務・CSR本部法務部長と協議の上、当該情報について適時開示に関する諸規則等に照らして開示の要否を判断し、開示を要すると認めたときは、関係する本部長および社長の承認を得て、適時開示に関する諸規則等に従い、これを開示します。

上記の適時開示の流れは、「模式図(適時開示体制の概要)」のとおりです。

模式図（コーポレート・ガバナンス体制）



当社および子会社の会社情報の適時開示の流れ

